

内モンゴル通遼市档案館における 『巴林愛新荒務局档案』の所蔵情況について

ボルジギン・ブレンサイン

旧ジリム盟十旗を中心とする内モンゴル東部地域の蒙地開墾の歴史を知るには、蒙旗とその行政管理権を握っていた東三省当局との間で取り交わされた文書（档案）のやり取りが重要な手掛かりとなる。1998年4月、筆者はジリム盟でも影響力の大きかったホルチン（qorchin）左翼中旗（ダルハン Darqan 旗）の蒙地開墾に関する資料を求めて、内モンゴル東部地域や東三省地域をまわっていた時に、はからずもジリム盟の盟公署所在地である通遼市の档案館で、元々遼寧省档案館にあるはずの「巴林愛新荒務局」関連の档案を見つけることができた。

「巴林愛新荒」の開墾は清朝末期から中華民国にかけて、ホルチン左翼中旗で行なわれた数回にわたる大型蒙地開墾の中の一部に過ぎない出来事だが、こうした開墾に関連する档案の殆どが遼寧省档案館に残されていて、当事者である内モンゴル側では見つけることができない^(注1)。ところが文化大革命の時期に、ソ連との関係が一段と緊張を見せ、戦争に備えて所蔵する档案の一部を関係する各地方にそれぞれ「分散」したという。その中で、通遼市档案館は1971年10月7日に遼寧省档案館から「巴林愛新荒務局档案」を受け取って来たという経緯である^(注2)。

ホルチン左翼中旗（ダルハン旗）の閑散王ジョリクト親王（Jori γ tu／卓里克图）スワンオイルブ（Cewanoirob／色旺端魯布）は北京における多額の借金の返済のために、民国初年（1912年），自分が領有権を主張するバイリンタリヤ（Bayiri yin Tariya／巴林他拉）からアユシングスム（Ayusi yin Su:m-e／愛新廟）に至る長さ50里、幅30里、合わせて約775平方キロにのぼる牧地を払い下げるよう奉天都督趙爾巽を通して願い出て、大總統袁世凱の許可を得た。趙爾巽は黄仕福を総弁とする「巴林愛新荒務局」を設立して、1913年4月22日から丈量を始めた。しかし、この牧地は元々ジャサクのダルハン親王もその領有権を主張していたため、両王はついに奉天省当局へ告訴し合う始末になるが、結局は同旗の佛教指導者の調停によって紛争が解決され、1917年までに上記の面積は全部放出された。1914年にこの開墾された土地に奉天省側は「通遼鎮」を設置し、1918年にそれを正式に県治として、その行政管理権をホルチン左翼中旗から離脱させた。これが今日の通遼市の母体となつたのである。「巴林愛新荒」を具体的に払い下げる過程において、蒙地

開墾によって肥える奉天省側や各王公と一般モンゴル人と間の矛盾、原住のモンゴル人タイジ、壯丁らの生活保証に充てられる「留界地」の問題、また旗内各王公間の領地争いなど、当時のモンゴル旗の社会問題が生々しく露呈した。

「巴林愛新荒務局」関連の档案が元来どれだけあったかについてははつきりいうことはできない。しかし、通遼市档案館に所蔵されている档案は、当初、遼寧省档案館に所蔵されていた全体の少なくとも約「半分以上を占める」というのが現在の通遼市档案館の職員たちの見方である。残念ながら現在、同館には 1971 年の受け渡し時の档案の量や情況を記す手掛かりはあまり残されておらず、当時の作業に携わった職員も同館には一人もいなくなっている。そのうえ、内モンゴルの旗、県、市レベルの档案館に共通して言えることだが、予算が少なく、条件は極めて悪く、档案そのものの保存状態もよくないのが現実である。

「巴林愛新荒務局档案」は 1912-22 年(民国 1-11 年)の 10 年間を内容にし、全宗号 10、案卷号は 1-63 にわたっている。全案卷目録は表の通りである。

この目録によると 1916 年から 1922 年までの 6 年間の档案が脱落していることが分かる。その部分は大元の遼寧省档案館にあることが考えられるが、詳細な調査が必要である。また、一つの案卷の中に入っている档案の件数はそれぞれ異なるが、この表の中で件数を明記していない案卷については、档案の全てをチェックすることが許されなかつたため、空欄のままとしておいた。同档案館の開放程度が改善されれば、今後より詳しく調査ができるであろう。それから、どの档案館にも共通すると思われるが、この表に掲げたような案卷のタイトルはその中身を十分表現しているとは言えない。このタイトルは通遼市档案館が 1971 年に档案を受け取って来てから改めて整理して付けたもので、これだけから内容を十分判断することはできない。例えば、案卷 15 の「卓王照会査問章尺在段内住居台壯均抜留戸地由」の中には、土地開放にあたって原住のモンゴル人タイジ、壯丁、箭丁等 618 名に与えた「留界地」460 方のリストが収載されており、開墾前における旗内のモンゴル人社会の情況や、蒙地開墾という決定的な時期に、どの程度の土地が実際に、元の所有者であるモンゴル人の手に残されたかなどといった、大切な問題を把握するための貴重な資料となる。

これ以外に、通遼市档案館では 1912-32 年間の「通遼県知事公署档案」898 卷と 1914-31 年間の「通遼県公署档案」522 卷、1919-31 年間の「通遼県一至八区公所档案」620 卷がそれぞれ所蔵されている。なお、通遼市档案館より行政的に一つ上級のジリム盟档案館については、新しい建物が建てられたばかりで、引越しの混乱で档案資料を見ることはできなかつたが、1998 年の夏頃からは引越しも済んで、開放される見通しである。しかし、関係者によるとジリム盟档案館には旧ジリム十旗の蒙地開墾関連の档案はほとんど

なく、日本撤退以後の所謂「革命歴史档案」が中心となっているようである。

内モンゴル東部地域を含む中国東北地域研究の深化につれて、遼寧省档案館のような省レベルの大型档案館だけではどうしても解決できない問題が必ずや現れてくるであろう。その対応策として一つ考えられるのが、旗、県、市レベルの地方档案館である。改革開放によってこうした地方档案館も徐々に開かれるようにはなっているが、まだ研究者たちの視野に入っていないのが現実である。筆者はまだそれほど多くの地方档案館に行く機会がないが、こうした地方档案館には「満洲国」時代の社会問題を地方に住んでいた当事者たちの立場から理解するための助けとなりそうな資料が残されている。特に、日本撤退直後の混乱した情況を生々しく伝えるような興味深い資料は必ずあるはずである。また、地方档案館には1945年8月15日の日本撤退から1949年10月1日の中華人民共和国の建国までの4、5年間の戦乱時代における「満洲国」時代の「遺留問題」の処理、内モンゴル各地域の自治の動向、共産党による土地改革などに関する貴重な資料が残されている。こうした資料は日本ではとうてい得られないであろう。しかし、こうした地方档案館には訪れる人も実に少なく、特に近年における中国の地方政府の財政難によって、档案の整理や保存状態には実に憂うべきものがある。そして閲覧にも共通のルールがなく、地方によっては、煩わしい手続きを必要とするところもあれば、容易に見せてくれるところもあるかも知れない。特に外国人が初めて訪れるようなところでは対処の仕方も分からぬほどで、省レベルの档案館とは全く違う。今回紹介した「巴林愛新荒務局档案」を所蔵する通遼市档案館もこうした地方档案館の一例である。

(注 1) 1990年代初期頃、内モンゴル档案館は東三省地域へ人員を派遣し、内モンゴル東部地域の開墾関連の档案を一部写してきた。この部分は現在「内蒙古東部区墾務全宗彙編」として同館に所蔵されている。

(注 2) 同档案館の事務室に置かれていた文書による。

(早稲田大学博士後期課程、日本学術振興会特別研究员)

表 巴林愛新荒務局档案案卷標題

案卷号	案卷標題	档案の開始年代（西暦）	件数
1	詳巡按使為實勝寺達喇嘛巴力吉在 荒段邦同調解惟該喇嘛將屆假滿 內請留荒段請鑒核批示由	1912.3.28	2
2	卓王蒙荒局單開被水退段復放地由	1912.6.7	
3	督憲札發國民捐弁法并條件由	1912.7.6	
4	呈督憲呈為調処卓哩克圖親王與貝 勒貝子界情形暨開繩畝丈日期由 (之一)	1912.7.19	8
5	同上之二	1912.7.19	19
6	同上之三	1912.7.19	11
7	同上之四	1912.7.19	8
8	督憲札拋度支司呈送概算書式每月 領款均須按此書填造由	1912.8.8	
9	督憲札拋法領照稱遼源州教堂費教 士官似買荒地照復駁拒由	1912.8.20	6
10	督憲札準臨時省議會咨本會議提議 包攬大段遺害植民設法取締由	1912.8.23	2
11	為移領赴蒙宣慰川資銀兩由	1912.9.8	12
12	呈督憲為原請飭拔護段奉軍後路防 兵已赴洮南似另募馬隊二十名以 資保護由	1912.9.29	23
13	為巴林愛新荒地變通留界等項章程由	1912.10.8	
14	督憲批免劉寶恩等呈控劉振亭等包 攬大段私行加價原副呈并批由	1912.11.1	
15	卓王照會查問章尺在段內住居台壯 均拔留戶地由	1913.1.11	
16	呈都督咨度支司為請領荒地鎮基各 項大照丈單及制鐵章程由	1913.1.25	
17	領戶制鑒名各項名單由	1913.2	5
18	呈都督呈明荒地不敷分拔由河北胡 家園子補足請備案由	1913.3.15	13
19	呈都督呈為職局主稿委員程厚因公 積勞病故懇優予卹款由	1913.4.30	
20	奉天公署訓令準實業公司函稱照減 定之數尚短四方能否拔補由	1913.6.14	
21	公署訓令準財政部咨查墾務為邊地 要政遵照部各節按式列表呈復由	1913.6.19	
22	呈都督為籌 以 并理戶地換照核收經 費請鑒核批示由	1913.7.9	22
23	奉天審計分處函送各種章程及規則由	1913.8.20	10
24	拏代表寶獻廷等呈請各領戶分劈執 照自行領認段由	1913.9.3	2
25	公署訓令双山縣全境代表孫煥良等 請議遼源紳董謀奪財產仰該員調 和了解由	1913.9.16	10

26	呈都督呈為拋情軒呈請指令札薩克 什達喇嘛將僧徒寧卜開復由	1913.9.29	
27	公署委任致祭達親王福晉應用祭品 仰該員就近并理由	1913.10.28	12
28	呈公署為出放荒地不敷原案額數經 費短少應由報効正項先行拔補請 核準由	1913.10.30	22
29	公署訓令拋領代表張桂廷等稟為缺 地未補延緩無期懇令荒局迅速義 拔由	1913.11.1	2
30	遼源審檢所公函覈趙云生供稱將致 和堂領名街基飛遺失請補拔由	1913.12.22	1
31	公署訓令達王荒糾葛未清暫行停并 照祿原呈并部飭該局查照由	1914.1.21	
32	省署訓令催發荒地大照由	1914.5.2	
33	財政廳咨拋領戶張忠義呈稱缺地未 補等情由	1914.7.4	
34	呈巡按使造送收支計算報告書由	1914.8.15	7
35	遼源縣咨民國新契一律照章貼用印 花稅票如發給領戶大照一律送縣 驗貼新契紙奉天省署局堂所府廳 州縣民元年某月分請領經費概算 書式由	1914.8.16	14
36	巡按使飭委各員來局調查荒地 稽核今款督催補丈進行由	1914.12.13	9
37	巡按使飭各處署如有現存屯械尅日 造冊逕送一面分報本署備案由	1915.1.13	6
38	各民稟為接兌戶地請發大照卷 之一	1915.1.21	
39	同上 之二	1915.1.21	7
40	阜王荒務局函開通遼鎮城余三号曾 經領戶吳泰來報領請提前發給大 照由	1915.4.2	1
41	通告制籲招領通遼鎮基由	1915.4.18	21
42	詳巡按使為阜王似於通遼鎮西六十 里添設鎮基請準立案由	1915.5.13	2
43	巡按使飭準內務部咨奉大總統申令 一道京外有職人員互相規戒由	1915.5.22	
44	巡按使飭準內務財政部電開上海儲 金團商民慷慨儲金極為踴躍該局 切實提倡由	1915.6.1	2
45	巡按使飭發愛國書仰即伝觀保存由	1915.7.16	
46	各官考試令卷	1915.9.30	4
47	巡使飭準政事堂函開考試任用無論 何項文職均從合格為正軌由	1915.10.23	3
48	巡按使飭為國体問題各界均推戴袁 公為中華帝國皇帝由	1915.11.15	4
49	財政廳咨為奉省幣制不齊廢去銀位 改用銀元以整齊划一由	1915.11.16	
50	呈報巡按使補荒開并日期 委派員	1915.11.18	

50	呈報巡按使補荒開并日期 司赴段勘丈由	1915.11.18	
51	呈報督都既通告領戶制籤并法及日 期由	不明	1
52	巡按使飭準政事堂鈔交湖北士民吳 臨翰呈進官吏懲貪一書照收閱由	1916.1.12	3
53	德錦堂稟舉補發荒地大照由	1916.2.16	5
54	詳報巡按使為似定編照收費勘丈進 行各并法請鑒核由	1916.2.16	
55	明生堂稟為接兌戶地遵章呈綠碼飛 換領荒地大照由	1916.2.28	
56	接收黃前局長移交接存實收實支各 銀數既各項正雜款目家俱單照由 之一	1916.3.6	8
57	同上 之一	1916.3.6	4
58	移阜王蒙荒局為原放辺字是字籤中 地七号似改作下地出放收佃帰款由	1916.6.4	2
59	巡按使飭為準國務院電開袁大總統 逝依約宣告以黎副總統代行總統 職權由	1916.6.10	3
60	通遼鎮警察分所咨為劉鴻臣與王子 坤批火廖劉氏因佃買蒙人戶地內 房基爭控請查明房基究在何地見 覆核並移阜王蒙荒局為通遼鎮官 留街基有日人占住系何人租賃請 查復核并由	1916.7.3	4
61	移阜王蒙荒局為移送本局代收荒佃並 墾拔款目收墾細數清單請查核見復由	1916.7.18	2
62	為稟請省長公署嚴催劉峻 交還呑款 由	1922.1.18	4
63	阜王草局執照卷	1914.9.5	1